

【消費税に係る制度変更対応セミナー】

事業者向け

『インボイス制度導入による影響とその対応について』

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

本セミナーでは、インボイス制度の導入による影響をわかりやすく説明するとともに、具体的な対応についてセミナー終了後、実践いただく事が出来る内容となっています。

【1回目】

■日時：令和3年11月24日 **水**

14:00～16:00

■会場：養老町商工会館

〒503-1314
岐阜県養老郡養老町高田3879-3
TEL 0584-32-0549

【2回目】

■日時：令和3年12月2日 **木**

14:00～16:00

■会場：輪之内町商工会館

〒503-0204
岐阜県安八郡輪之内町四郷2520
TEL 0584-69-2188

■講師：木村太哉 氏 公認会計士・税理士

※2回とも同じ内容です。いずれの会場でも受講できます。

『インボイス制度』とは・・・

〈売手側〉

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）

〈買手側〉

買手は仕入れ税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

『インボイス』とは・・・

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



受講申込書 ※切り取らずにFAXしてください

商工会 行

申込締切日：11月16日迄

事業所名		氏名	
住所	〒	TEL	
FAX		参加日	11/24 12/2 いづれかに○を付けてください

※ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの運営以外の目的で使用することはありません。

お問合せ

輪之内町商工会 Tel：0584-69-2188 Fax：0584-69-3953
養老町商工会 Tel：0584-32-0549 Fax：0584-32-2862
海津市商工会 Tel：0584-53-2111 Fax：0584-53-3023
安八町商工会 Tel：0584-64-4811 Fax：0584-64-2789

主催：岐阜県商工会連合会、岐阜・西濃ブロック広域支援室

共催：輪之内町・養老町・海津市・安八町商工会（この事業は制度改正に伴う専門家派遣等事業として開催します）